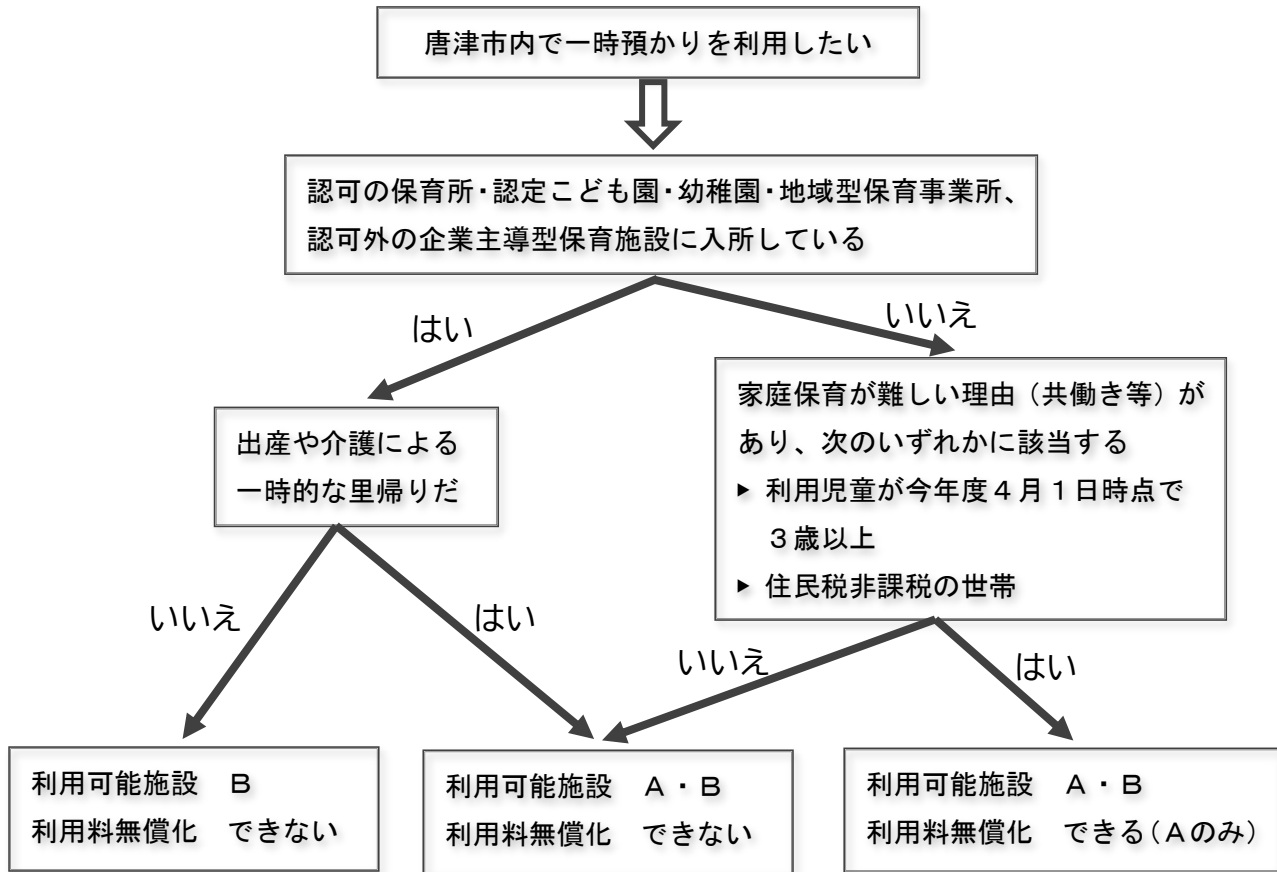


一時預かり事業の「利用可能施設」と「利用料無償化」の判定フロー



◎利用可能施設 A・Bについて

「一時預かり事業実施施設一覧」をご確認ください。
利用する際は、利用希望の施設へ直接申込みをしてください。

◎利用料無償化について

利用料無償化のためには、一時預かりの利用前に「施設等利用給付の
認定申請」の手続きをお住まいの自治体へ行う必要があります。
詳細は、お住まいの自治体の保育担当部署へお尋ねください。

唐津市保健福祉部 こども家庭課
電話 0955-72-9151